

発議第 12 号

国会及び政府が学校給食への公的補助を強め、早急に学校給食費無償化の実現に取り組むことを求める意見書の提出について

国会及び政府が学校給食への公的補助を強め、早急に学校給食費無償化の実現に取り組むことを求める意見書を次のとおり提出しようとする。

令和4年12月26日提出

提出者 伊賀市議会議員

百上 真奈

宮崎 栄樹

山下 典子

市川 岳人

記

国会及び政府が学校給食への公的補助を強め、早急に学校給食費無償化の実現に取り組むことを求める意見書

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。

日本国憲法第26条第2項は「義務教育は、これを無償とする」と定め、教育基本法第5条第4項は「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない」と定めています。当初は自己負担が求められた教科書についても、教科書無償措置法により無償化されました。学校給食についても、義務教育段階において「学校教育の一環」として位置付けられている以上、教科書と同様に無償化すべきと考えます。

伊賀市では、教育委員会が来年度から小学校の給食費無償化を実施する方向で予算要求をされていると聞いています。家庭は、給食費以外にも教材費や制服、体操着、学用品、修学旅行積立金など多くを負担しており、給食費の無償化は保護者にとって教育費の負担軽減に資するものです。

文部科学省が、平成29年度各自治体における「学校給食費の無償化等の実施状況」を初めて調査した結果によると、1740自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは506自治体で、そのうち小学校・中学校とも無償化を実施しているのは76自治体にとどまっています。

自治体の財政力の格差によって無償化の実施が困難な自治体も多いため、全国すべての学校での給食費無償化によって、学校教育の一環としての給食の充実と保護者負担軽減を実現するためには、国の関与が必要です。伊賀市においても、国の財政支援があれば、継続的な無償化のための財政的基盤になります。

以上のような理由から、国会及び政府が学校給食への公的補助を強め、早急に学校給食費無償化の実現に取り組むことについて求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月26日

三重県伊賀市議会議長 近森 正利

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣 宛